

「知的財産推進計画2014」等で示されている今後の検討課題 (国際小委員会関連)

「知的財産推進計画2014」(平成26年7月知的財産戦略本部)や「規制改革実施計画」(平成26年6月24日閣議決定)の中では、以下のとおり、著作権関連の課題が示されている。

知的財産推進計画2014(平成26年7月知的財産戦略本部)

第4. コンテンツを中心としたソフトパワーの強化

1. コンテンツの海外展開促進とインバウンドとの連携

(権利処理の円滑化による二次利用の促進)

- ・ 放送番組に係る権利処理の円滑化に向けた取組を一層強化すべく、映像コンテンツ権利処理機構(a R m a)による一元的な権利処理に関して、権利使用料の徴収・分配に係るシステム化を行い、一元的な窓口としての機能強化を図る。(短期・中期)(総務省、文部科学省)

(海外の権利処理団体の育成支援)

- ・ 海外における権利収入を確保し、我が国コンテンツ産業のビジネスリスクを低減させるため、現地の集中権利管理団体や政府当局の著作権制度実施に係る能力育成を支援する。また、現地の政府当局や民間企業等の関係者等と我が国の政府及びコンテンツ事業者等との交流を促進し、海外における権利保護を促進する。(短期・中期)(文部科学省、経済産業省)

2. 模倣品・海賊版対策

(海外における正規版流通拡大と一体となった模倣品・海賊版対策の推進)

- ・ 模倣品・海賊版対策を強化するため、官民一体となった働き掛けや各国との連携により侵害発生国での模倣品・海賊版の取締りを強化する。また、インターネット上での偽ブランド品や違法コンテンツの排除に向け、インターネットサービスプロバイダ(I S P)と権利者等との連携による自主的な削除対応やセキュリティソフト等を通じた利用者への注意喚起等、民間での取組を促進するとともに、消費者等への被害の発生・拡大防止のための対策等も進めることにより、より効果的なエンフォースメントが実施されるよう必要な取組を行う。(短期)(外務省、経済産業省、総務省、文部科学省、警察庁、財務省、農林水産省、消費者庁)
- ・ 海外のインターネットサイト運営者と国内のコンテンツ権利者との間の関係構築等を支援することにより、インターネット上の違法コンテンツ排除と正規版コンテンツの流通とを一体的に推進する。(短期)(経済産業省)
- ・ コンテンツ侵害への対応の強化に資する著作権保護や違法コンテンツ流通の防止

に向け、官民が連携し、侵害発生国政府による著作権の普及啓発活動を支援する。
(短期) (文部科学省)

- ・ 侵害発生国における企業等の効果的な知的財産権保護を促進するため、侵害発生国の知的財産制度の調査及び情報提供、侵害コンテンツの流通防止に向けた普及啓発等の取組を積極的に推進する。(短期) (経済産業省、文部科学省、外務省)

(グローバルな模倣品・海賊版対策の強化)

- ・ グローバルな模倣品・海賊版対策の実効性を高めるべく、ACTA (偽造品の取引の防止に関する協定) に関し、既署名国を中心とした他国に対して、引き続き参加を働き掛け協定の早期発効を目指す。また、二国間の経済協議等において知的財産の保護強化を積極的に取り上げるなど、各国のエンフォースメント強化に向けた取組を推進する。(短期) (外務省、経済産業省、文部科学省、農林水産省、総務省、法務省、財務省)

(通商関連協定の活用)

- ・ 自由貿易協定 (F T A) / 経済連携協定 (E P A) 等の二国間・多国間協定を通して、国際的な問題の解決・改善を図る。特に、T P P 協定については、産業界を始めとした関係者の意見を踏まえつつ、国益にかなう最善の結果を追求する。(短期・中期) (内閣官房、外務省、経済産業省、農林水産省、文部科学省、財務省)

(国内取締り強化)

- ・ 模倣品・海賊版の水際対策や違法な国内流通品の取締りを一層強化するため、全国の税関・警察による集中取締りや、小口化・分散化する知財侵害物品の輸入差止めに向けた権利者との一層の連携等を実施するとともに、国の登録を受けた食品・農林水産物の名称である地理的表示について、不正使用を行政が排除するなどの保護を講ずる制度を導入する。また、ニセモノ購入を容認しない国民意識の更なる醸成に向けて、模倣品・海賊版に対する啓発活動を推進する。(短期) (財務省、警察庁、経済産業省、文部科学省、農林水産省、消費者庁)

(参考) 知的財産政策ビジョン (平成25年6月知的財産戦略本部)

知的財産戦略本部において、平成25年6月、今後10年間を見据えた長期ビジョンとして策定された「知的財産政策ビジョン」の中では、以下のとおり、著作権関連の課題が示されている。

第1. 産業競争力強化のためのグローバル知財システムの構築

1. 企業の海外での事業活動を支えるグローバル知財システムの構築

(2) 海外における知財活動支援 (アジア新興国などにおける知財権に基づくエンフォースメントなどの支援体制の強化)

- 著作権制度の環境整備を進めるため、アジア新興国のニーズや制度の整備状況を踏まえ、著作権の集中管理制度の整備、人材育成、普及啓発活動に対する支援を一層推進し、新興国における著作権のエンフォースメントを促進する。(文部科学省)

(3) 知財活動の円滑化に向けた通商関連協定の活用

- 自由貿易協定 (F T A) / 経済連携協定 (E P A) や投資協定などの二国間・多国間協定を通して、グローバルな企業活動を阻害する知的財産分野における国際的な問題の解決・改善を図る。具体的には、我が国産業界などの要望を踏まえつつ、交渉相手国の知的財産制度の整備や実効的な法執行の確保などを促し、また、T R I P S 協定などの規定を上回る水準の知的財産の保護が達成されるよう、積極的に働きかける。特に、環太平洋パートナーシップ (T P P) 協定については、産業界を始めとした関係者の意見を踏まえつつ、国益にかなう最善の結果を追求する。(外務省、経済産業省、農林水産省、文部科学省、財務省)

第4. コンテンツを中心としたソフトパワーの強化

6. 模倣品・海賊版対策の強化

(1) 正規品の流通拡大と一体となった侵害対策の推進

- 模倣品・海賊版対策を強化するため、官民一体となった働きかけや各国との連携により侵害発生国での模倣品・海賊版の取締りやインターネット上からの削除といったエンフォースメントの一層の強化を図るとともに、侵害対策と一体となった正規コンテンツの流通促進のための取組を支援する。(外務省、経済産業省、総務省、文部科学省、財務省、農林水産省)
- コンテンツ侵害への対応の強化に資する著作権保護や違法コンテンツ流通防止に向けた普及啓発活動を行うため、官民のアウトリーチ活動を積極的に推進する。(文部科学省)
- 侵害発生国における企業などの効果的な知的財産権保護を促進するため、侵害発生国の知的財産制度の調査及び情報提供、侵害コンテンツの流通防止に向けた普及啓発などの取組を積極的に推進する。(経済産業省、文部科学省、外務省)

(2) 国内取締りの強化

- 模倣品・海賊版の水際対策や違法な国内流通品の取締りを一層強化するため、全国の税関・警察による集中取締りや、小口化・分散化する知財侵害物品の輸入差止めに向けた権利者との一層の連携などを実施するとともに、ニセモノ購入を容認する意見が依然として根強い状況にかんがみ、国民の模倣品・海賊版に対する意識啓発を推進する。(財務省、警察庁、経済産業省、文部科学省)

(3) ACTAの推進

- ACTAに関し、既署名国を中心とした他国に対して、ハイレベルを含めた働きかけをより積極的に進めることにより、協定の早期発効を目指すとともに、アジアを始めとする諸外国に対し協定への理解・参加を促す。(外務省、経済産業省、文部科学省、農林水産省、総務省、法務省、財務省)

(以 上)